



拝啓

初秋の候、ますますご健勝のほどお喜び申し上げます。いつも格別なお引き立てを賜り厚くお礼申し上げます。

事務所通信も今回で9号目となりました。お仕事の合間に御一読いただければ幸いです。朝夕はだいぶ涼しくなりましたが残暑が続いております。どうぞご自愛下さい。

敬具

～今回のテーマ「印字か？自筆か？・認印か？実印か？」～

最近、売買契約書や贈与契約書、委任状、合意書、念書等の法律文書に、既に住所氏名がPCなどで印字されている事が多くなりました。もちろんそこに認印を押しても契約書としては有効です。

しかしながら私どもはお客様に必ず「自筆・実印」をお願いしております。なぜなら、契約書としては有効であっても、万が一「書いた覚えがない」と後で言われてしまった時に大変な事になってしまうからです。

通常、契約書についてトラブルが起こり、裁判になった場合「その文書が、真正に本人の意思に基づいて作成されたものかどうか？」が焦点となります。

そしてこの時に実印が押されている場合は、裁判所は最初の段階で「本人の意思に基づいて作成された文書」と推定しますので、この場合は裁判の相手方、つまり文書に異議を申し立てている方が、文書が「本人の意思に基づいていない」と言う事を立証することになります。

さらにこれが自筆での署名ならば、本人が認知症等の特殊なケースを除いて、反論はできません。

これに対し、住所氏名が誰かの代筆や印刷で、さらに認印が押されていた場合、裁判所は文書が「本人の意思に基づいて作成したもの」とは推定しません。誰でも簡単に作成できるからです。

こちらの場合は文書を作成した者、つまりこちら側が文書は「本人の意思に基づいて作成した物」と立証しなくてはなりません。

文書が代筆や印刷だった場合「本人の意思に基づいた文書である」と言う事を立証するのは、当時の状況や内容についてきちんと説明が行われたのかどうかや、周囲の人の証言等が必要となり、かなり困難になってしまいます。

司法書士は、文章に基づいて登記の手続きをしております。後になって文書が「真正に本人の意思に基づいて作成されていない」という事になってしまえば、登記が無効になる可能性も出てきます。

トラブル回避のためにも、お手数ではありますが、法律文書は自筆実印での作成をお願い致します。

(寺西 広)

私が司法書士になるまで

私が司法書士になってよく聞かれる質問。それは「どうして司法書士になったの？」です。

しかし実はこの質問にはとても答えづらいのです。理由は色々ありますが、正直本当の理由がよくわかりません。

大学2年生の時に選択科目で初めて法律を学んだのですが、それまでは私達を縛り付けるためにあると思っていた法律が、本来は私達を守るためにあるのだという事を知り、興味を持ったからなのかもしれません。世の中には悪用する者もいるけれど、何も知らなければ悪用することも正しく使うことも出来ない。何より怖いのは何も知らない事・・・とその時感じたのを覚えています。

大学卒業後、一度は損害保険会社に就職しましたが、周りの反対を押し切り退職。そこから受験地獄が始まりました。起床後は資格学校へ行き暗くなるまで勉強する日々。最後の1年はお昼食時間も削りご飯抜きでした。「司法書士なんて目指さなければよかった」と思う事はあっても、不思議と諦めようとは思いませんでした。そして3度目の受験で合格。その時の達成感や充実感は今も忘れられません。

今、私がこうして司法書士として皆様にお会いする事が出来るのも、長く辛い受験時代があったからこそ。本当に諦めなくて良かったと思う今日この頃です。

(矢野 絢美)





<取締役の責任について>

平成18年5月から新しい会社法が施行されたことを御存じでしょうか?

今回は、新会社によって、取締役の責任が全般的に軽減された事についてお話させていただきたいと思います。

本来、取締役は会社に対して善管注意義務および忠実義務を負っています。

取締役が、職務怠慢や、注意不十分によって会社に損害を与えた場合は、取締役はその損害を賠償する責任を負います。具体的には、違法配当や利益供与、他の取締役への金銭貸付、利益相反違反取引、法令・定款違反などです。

旧法においては、法令定款違反以外は、すべて無過失責任となっていました。

無過失責任とは、過失（不注意なミス）がなくても責任をとらなくてはならないということなので、取締役にとっては厳しい規定だったと言えるでしょう。

しかし新会社法では、上記のどの違反についても過失責任となりました。

取締役に過失がなければ責任を問われないので、取締役にとっては大きな責任緩和となりました。

これまで取締役は、その重い責任から、営業判断上のミスにより多額の賠償責任を負わされるというケースもありました。

よって平成18年の会社法の改正によって取締役の責任が緩和されたことは、取締役にとっては朗報です。

しかしそれでも取締役の責任は依然として重いと言えます。

もし取締役への就任をお考えになる事がありましたら、その責務をよく御理解の上で、ご決断いただければと思います。

(荒木 和恵)

隠れキャラ!?「コロポ君」

札幌司法書士会が今年キャラクターを作成しました。その名も「コロポ君」。グッズ販売も企画中ですが、まず6,300円でぬいぐるみを販売予定です。しかし50体以上の注文がなければ作成できないそうで、数百体以上の注文があればさらに安くなるそうです。

司法書士以外でも購入可能ですので、興味のある方はぜひ!!何かのご利益がある……かも?

写真は「大人の事情」で掲載できませんが(著作権)興味のある方は、ぜひ札幌司法書士会のホームページでご覧下さい!なかなか可愛いですよ!

(寺西 広)

編集後記

事務所通信も第9号。いつもお読みいただきまして有難うございます。「お盆過ぎたら涼しいよ!」を合言葉に耐えてきましたが、残暑で事務所内が32℃になった時心が折れました。来年はエアコンを導入したいです。皆様もまだまだ暑いですのでご自愛下さい。

【お問い合わせ】

札幌市北区北9条西4丁目7番地4エルムビル10階

寺西広司法書士事務所内、事務所通信発行係

電話011-700-2151

FAX011-700-2152

HP <http://office-teranishi.jp>